

狩猟免許を取得してみませんか？ ～盛岡市狩猟免許取得費補助金のご案内～

盛岡市では、**狩猟免許の取得にかかる経費の一部を補助**しています！

補助額：経費の2分の1以内（上限5,200円）

※予算がなくなり次第受付終了

◇盛岡市内にお住まいの方で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ① 狩猟免許を取得し、かつ、狩猟者登録をする方
- ② 所有する農地等で農作物を守るために、わな猟免許を取得する方

◇対象となる狩猟免許の種類は、次のとおりです。

- ① わな猟免許
 - ② 第一種銃猟免許
 - ③ 第二種銃猟免許
- ※ 網猟免許は対象外です。

◇補助の対象となる経費は、次のとおりです。

- ① 狩猟免許の申請手数料
- ② 医師の診断書の作成にかかる費用
- ③ 狩猟者登録の申請手数料

◇申請書には提出期限がありますので、ご注意ください。

- ① 狩猟免許を取得し、かつ、狩猟者登録をする方
⇒狩猟者登録を受けようとする日の15日前まで
- ② 所有する農地等で農作物を守るために、わな猟免許を取得する方
⇒狩猟免許試験を受けようとする日の15日前まで



問い合わせ先

盛岡市役所 農林部 農政課 生産振興係

〒020-8531 盛岡市若園町2番18号

T E L 019-613-8457

F A X 019-653-2831

E-mail nosei@city.morioka.iwate.jp